

令和3年度9月補正予算案（その3）の概要

新型コロナウイルス感染症対策として、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	9月補正その3	9月 現計 予算額	(参考) 3年度9現/ 2年度9現
一般会計	27,149.30	367.70	27,517.00	119.1
特別会計	20,474.84	—	20,474.84	95.6
企業会計	1,493.43	—	1,493.43	100.5
計	49,117.58	367.70	49,485.28	107.5

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの 累計額	9月補正その3	9月 現計 予算額
国庫支出金	8,732.70	361.17 ^{※1}	9,093.88
県債	2,953.45	6.52 ^{※2}	2,959.98
その他	15,463.14	—	15,463.14
計	27,149.30	367.70	27,517.00

※1 国庫支出金は、全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- ・協力要請推進枠分 : 286.08 億円
- ・即時対応分 : 67.94 億円
- ・事務費分 : 7.15 億円

※2 県債は、全て臨時財政対策債

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店等向け・第15弾）

363億5,800万円

令和3年9月30日を以って緊急事態措置を実施すべき期間が終了し、10月1日から同月24日までをリバウンド防止措置期間とすることに伴い、県からの要請に応じた飲食店等に対して、協力金を支払う。

<営業時間の短縮要請の期間等>

区 域	県全域						
要請期間	令和3年10月1日から10月24日まで						
協 力 金 申 請 受 付 開 始 時 期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要請期間終了後を予定。 ○ ただし、要請期間の終了を待たず、協力金の一部を先行交付する。 						
	先行交付の概要						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">交付対象</td> <td>次のいずれにも該当する県内全域の飲食店等(大企業を除く) ・令和3年10月1日から10月24日までの全期間、県の全ての要請に御協力いただくこと ・令和3年1月12日から6月20日までの要請期間に対応する協力金(第5弾から第11弾まで)のいずれかの交付を受けていること</td> </tr> <tr> <td>交 付 額</td> <td>1店舗当たり30万円(残額は要請期間終了後に交付予定)</td> </tr> <tr> <td>申請受付期間</td> <td>令和3年10月4日から10月11日まで</td> </tr> </table>	交付対象	次のいずれにも該当する県内全域の飲食店等(大企業を除く) ・令和3年10月1日から10月24日までの全期間、県の全ての要請に御協力いただくこと ・令和3年1月12日から6月20日までの要請期間に対応する協力金(第5弾から第11弾まで)のいずれかの交付を受けていること	交 付 額	1店舗当たり30万円(残額は要請期間終了後に交付予定)	申請受付期間	令和3年10月4日から10月11日まで
	交付対象	次のいずれにも該当する県内全域の飲食店等(大企業を除く) ・令和3年10月1日から10月24日までの全期間、県の全ての要請に御協力いただくこと ・令和3年1月12日から6月20日までの要請期間に対応する協力金(第5弾から第11弾まで)のいずれかの交付を受けていること					
交 付 額	1店舗当たり30万円(残額は要請期間終了後に交付予定)						
申請受付期間	令和3年10月4日から10月11日まで						
申請受付期間	令和3年10月4日から10月11日まで						
対 象 者	<p>食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※いわゆる飲食店のほか、バー・キャバレー等も含む ※「感染防止対策取組書」等の掲示、マスク飲食の推奨及び入店人数の制限(1組当たり4人以内又は同居家族に限定)が交付要件 ※要請内容に応じてないことが判明した場合、協力金は交付しない</p>						
事業所数	40,000事業所						
要 請 内 容	<p>【①マスク飲食実施店認証済の店舗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5時から21時までの時短営業 ・酒類の提供は11時から20時まで(酒類の持ち込みを含む) ・カラオケ設備の提供は終日停止(飲食を主として業としている店舗の場合) <p>【②マスク飲食実施店認証申請中の店舗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの時短営業 ・酒類の提供は11時から19時30分まで(酒類の持ち込みを含む) ・カラオケ設備の提供は終日停止(飲食を主として業としている店舗の場合) <p>【③上記以外の店舗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの時短営業 ・酒類の終日提供完全停止(酒類の持ち込みを含む) ・カラオケ設備の提供は終日停止(飲食を主として業としている店舗の場合) 						
交 付 金 額 (1日・1店舗)	<p>【中小企業】</p> <p>前(々)年の1日当たりの売上高</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8.33万円以下の店舗 ⇒ 2.5万円 ・8.33万円超～25万円以下の店舗 ⇒ 左記売上高×0.3(上限7.5万円) ・25万円超の店舗 ⇒ 7.5万円 <p>【大企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前(々)年からの1日当たりの飲食業の売上高減少額×0.4 (上限「20万円」又は「前(々)年の1日当たり売上高×0.3」のいずれか低い額) <p>※中小企業も大企業の方式を選択可</p>						

[産業労働局中小企業部中小企業支援課課長代理 電話 045-285-0649]

○ マスク飲食実施店認証制度の審査体制の強化

4億1,200万円

飲食店等における飛沫感染防止対策の推進を図る「マスク飲食実施店認証制度」について、申請数の増加に対応し、速やかに認証を行うため、現地確認等の審査体制を強化する。

<参考>

マスク飲食実施店の主な認証条件	<ul style="list-style-type: none">○ 感染防止対策取組書の掲示、取組書の取組項目の実施○ 基本的な感染防止対策（アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、手指消毒の徹底、換気の徹底）○ マスク飲食の実施<ul style="list-style-type: none">・マスク飲食実施店であることの対外的な発信（宣言）・入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明・マスク飲食用マスク等の配布 など9項目
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[政策局政策部総合政策課長 電話 045-210-3050]

問合せ先

神奈川県総務局財政部財政課

課長 三澤 電話 045-210-2250

課長代理（予算調整担当）市川 電話 045-210-2252